

川口市監査告示第31号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月30日

川口市監査委員	澤野	高雄
同	金井	洋
同	奥富	精一
同	福田	洋子

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

医療センター

(2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和3年1月4日～令和3年1月27日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)未収金	ア 未収金は管理台帳等を設けて適切に管理されているか イ 滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2)現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3)契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か イ 履行確認を適切に行っているか
(4)財産管理	ア 管理台帳の整理は適切か イ 実地棚卸しは適切に行われているか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和5年8月31日

(2) 監査の実施期間

令和5年10月1日～令和5年10月30日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

【主な監査項目】

ア 収入事務

(ア) 収益的収入

- a 入院・外来の医業収益
- b 施設使用料等の医業外収益

(イ) 資本的収入

- a 一般会計負担金

イ 支出事務

(ア) 収益的支出

- a 旅費
- b 消耗品費
- c 医療事務等の委託契約
- d 電子複写機等の賃貸借契約
- (イ) 資本的支出
 - a 器械備品の購入
- ウ 財産管理
 - (ア) 企業債の管理
 - (イ) 固定資産の管理
 - (ウ) 貯蔵品（医薬品）の管理
 - (エ) 郵便切手等の受払い
- エ その他
 - (ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

1 収益的収入の医業外収益について

病院総務課の職員用駐車場使用料について、駐車場の許可や使用料の徴収等に関する基準等を定め、適正に管理されたい。

管理課の行政財産使用料において、使用料の減額の手続きが、川口市行政財産の使用料に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、自動販売機に関する行政財産使用料において、使用料の算定が行政財産使用許可書に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

第3 意見

1 契約事務について

病院総務課、経営企画課、管理課及び医事課の委託契約において、契約書に綴じ込む書類に不備のないよう、事務を執行されたい。

経営企画課の賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

管理課の委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

管理課及び医事課の委託契約において、労働環境チェックシートの提出漏れがないよう、適切に事務を執行されたい。

管理課の賃貸借契約において、契約書に長期継続契約である旨について、適切に記載されたい。

2 財産管理について

管理課の固定資産の管理において、廃棄に係る文書による決裁の手続きが漏れていたため、適切に事務を執行されたい。